添付資料5

指宿市山川地区ブルーカーボンプロジェクト協議会 規約

（愛称：指宿市“山川町漁協の海のゆりかご”ブルーカーボンプロジェクト）

（名称）

第１条　本協議会は，指宿市山川地区ブルーカーボンプロジェクト協議会（以　下「本協議会」という）という。

（設置の目的）

第２条　本協議会は，地球温暖化や海洋環境の変化による「磯焼け」で消失した藻場の再生及びブルーカーボンの創出を通じて、カーボンニュートラル、ネイチャーポジティブ、地域振興に寄与するとともに水産資源の維持・保全，持続可能な水産業を実現することを目的とする。

（会員）

第３条　本協議会は，山川町漁業協同組合正組合員および本協議会の趣旨に賛同する企業・団体等をメンバーとして構成する。

２　本協議会の趣旨に賛同する企業・団体等は会員現在数の過半数の承認によってメンバーとして認めるものとする。

３　メンバーおよびアドバイザーではない、本協議会の趣旨に賛同する個人・企業・団体等の活動協力、参加については妨げるものではなく、会長の決定でサポーターとして認めるものとする。

４　本協議会の活動推進に必要な連携，助言，協力を得るために、企業・団体・有識者等からなるアドバイザーを設置することができる。

５　本協議会を退会しようとするメンバー、サポーターおよびアドバイザーは、会長にその旨を伝達し、役員会の承認を得ることとする。

６　本協議会の活動に対する妨害、名誉のき損、規約に反する行為を行ったメンバー、サポーターおよびアドバイザー総会における審議と承認により除名することができる。

（協議会の活動内容）

第４条　この協議会は，所期の目的を達成するために以下の各号に掲げる活　動を行う。但し，漁業権の侵害にあたる活動は実施しない。

　（１）藻場再生・ブルーカーボンの創出及び作業の実施

　（２）藻場及びブルーカーボンについての調査研究や普及･啓発活動

　（３）ブルーカーボンクレジットに係る申請等の処理手続き

　（４）前各号に定める活動の他，本協議会の目的達成のために必要な活動

（役員）

第５条　本協議会に，次に掲げる役員を設置する。

　（１）会　長　　１名

　（２）副会長　　１名

　（３）監　事　　２名

２　会長，副会長及び監事は総会において選出する。

３ 会長は会務を総理する。

４ 会長に事故があるとき，又は会長が欠けたときは，副会長がその職務を代理する。

５　監事は，本会の会計を監査し，事業年度の第１回の総会において監査の結果を報告する。

６　役員の任期は，２年とし，後任として選出された役員の任期は，退任した役員の残任期間とする。

（役員の任務）

第６条　役員の任務は次のとおりとする。

　（１）会長は，本協議会を代表し，業務を統括する

　（２）副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるときはその職務を代理する。

（総会）

第７条　本協議会の総会は，いずれも会長が招集する。

２　総会は，会員のうち，会員議決数の過半数以上の出席をもって成立する。

３　総会は，次の各号に掲げる事項について審議し，決定する。

　（１）規約，事業等の改廃

　（２）事業計画並びに収支予算及び決算

　（３）協議会の解散

　（４）役員の選任

　（５）その他協議会の運営に関し重要な事項

４　総会は，年１回以上開催する。

５ 会長は議長となり，総会の議事を整理する。

６　総会の議決は，出席した会員議決権の過半数で決める。

|  |  |
| --- | --- |
| 会員区分 | 議決権 |
| メンバー（山川町漁業協同組合正組合員） | １ |
| メンバー（各企業・団体等） | １ |
| サポーター | 議決権なし |
| アドバイザー | 議決権なし |

（経費）

第８条　本協議会の運営にかかる経費は，会費，寄付金，その他収入をもってあてるものとする。なお，会費規程については別途定める。

（役員会）

第９条　本協議会の役員会は，会長が招集する。

２　役員会は，総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し，決定する。

３　役員会の議決は，全会一致を原則とする。ただし，書面議決を妨げない。

（事業報告書及び決算）

第10条　会長は，毎事業年度終了後３ヶ月以内に事業報告書，収支計算書を作　　成し，監査を経て，総会の承認を得なければならない。

(予算執行)

第11条　本協議会会の予算執行は、総会において議決された予算に基づいて行われる。但し、総会までに緊急やむを得ない事項については、会長の専決で支出することができる。

（事業年度）

第12条　協議会の事業年度は，毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

（事務局）

第13条　本協議会の事務局は，山川町漁業協同組合に設置する。

２　事務局長は山川町漁業協同組合参事とする。

（その他）

第14条　本規約に定めるもののほか，協議会の運営について必要な事項は，　総会で定めるものとする。

附 則

　本規約は，令和５年９月１２日から施行する。